

## 庁内各課意見照会で挙げた意見

No.	ページ数	該当項目	各課意見	修正の有無・修正内容
1	10	Ⅲ2(2) 人権NGO等との協働 他	記載方法の統一について (2)→・(2) (その他各ページの最後に「・」が残っている。)	ワードの機能によるものであり、印刷したのものには印字されないため、修正しないこととした。
2	26	Ⅲ4(6) 外国につながるの ある市民の人権	「本市では、令和4(2022)年6月末現在で79か国5,326人の外国籍市民が生活しています。」とあるが、人口等の数値は、令和4年7月19日現在とのことですので、集計上でその時点に一番近い令和4年6月末の数値に修正をお願いしたい。	該当部分を修正した。 基準日での最も近い数値に修正した。 (9月12日時点での数値に修正)
3	13	Ⅲ4(1) ■ 施策の方向性 ■ 1	「女性の人権」の分野なので仕方がないとは思いますが、DVを含む暴力の被害は男女共に存在するので「女性に対する」と限定しなくてもよいのではないか。「あらゆる暴力の根絶に…」とできないか。また、身体的な暴力だけでなく、暴言などの精神的暴力や金銭搾取などの経済的暴力についても言及した方がよいのではないか。	あくまでも女性の人権に関する部分であるため「女性に対する」の文言は残し、男女共に被害がある旨の記述は注釈説明に盛り込むこととした。 また、暴言などの精神的暴力や金銭搾取などの経済的暴力についても、DVの注釈で記載することとした。
4	19	Ⅲ4(3) ■ 施策の方向性 ■ 1	高齢者の活動には就労や地域活動、ボランティアの他に「趣味活動」もあるので、「就労や地域活動、趣味活動、ボランティア活動などの様々な…」とできないか。	該当部分を修正した。 「趣味活動」を追記した。
5	26	Ⅲ4(6) 外国につながるの ある市民の人権	「外国につながるのがある市民」はわかりにくい。「外国籍や日本語を母語としない市民」ではだめなのか。あるいはここでいう「外国につながるのがある」とはどのようなことなのか、注釈が必要かと思われる。	「外国につながるのがある」という表現は旧指針から引き継いだ表現であるため、修正せず、注釈に説明を記載することとした。
6	35	Ⅲ4(10) ■ 施策の方向性 ■ 1	「被害者または加害者インターネットの利用者に対し、…」とあるが「被害者または加害者」に限らず、すべてのインターネット利用者に対して共通することなので「被害者または加害者」は不要ではないか。	該当部分を修正した。 「被害者または加害者」を削除した。
7	27	Ⅲ4(6) ■ 施策の方向性 ■ 4	ヘイトスピーチの解消について、啓発活動だけではなく法整備も内容として盛り込むのはどうか。全国的にも各自治体で条例化が進み、同じ県内の川崎市では全国初の罰則規定を盛り込んだ条例を制定したことで話題になった。検討してほしい。	条例については、今後の検討課題であるため、現時点では条例に関する記載はしないこととした。